

東北地方太平洋沖地震の余震域で発生する 規模の大きな地震の報道発表資料での表現の変更について

- 東北地方太平洋沖地震の発生から10年が経過したことを区切りとして、
- (1) 東北地方太平洋沖地震の余震域内で発生した震度5弱以上の地震について報道発表する際に、報道発表資料の表題に付けている副題「-『平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震』について(第〇〇報)-」を付けないこととします。
 - (2) 上記の報道発表資料の中に書いている「※今回の地震は『平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震』の余震と考えられます。」という文章を、書かないこととします。

東北地方太平洋沖地震の発生から10年が経過することを区切りとして、主に防災上の観点から、別紙の理由により、報道発表資料での表現の変更(上記四角枠内)を行います。

余震活動は時間の経過とともに減衰しますが、長く続くものであり、東北地方太平洋沖地震の余震活動が終わったわけではありません。余震域内の1年あたりの地震の発生数は、依然として東北地方太平洋沖地震前より多い状態が続いていますので、引き続き注意してください。

地震調査研究推進本部地震調査委員会による「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」(https://www.jishin.go.jp/main/chousa/kaikou_pdf/japan_trench.pdf)で想定されているような地震についても、注意が必要です。

問合せ先：地震火山部 管理課 担当 宮岡
電話 03-6758-3900 (内線 5104) FAX 03-3584-8642

(別紙)

東北地方太平洋沖地震の余震域で発生する規模の大きな地震について報道発表する際の、報道発表資料での表現を変更する理由は、以下のとおりです。

- [1] 余震域での地震発生数は、東北地方太平洋沖地震前の平均的な数に次第に近付いており、発生した個々の地震について、その地震が余震か否か明確に判断するのは難しくなってきたこと。

- [2] 東北地方太平洋沖地震の余震だけに注目するのではなく、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価（平成31年2月26日：「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」）で想定されているような地震についても注意を払っていただきたいと考えていること。

以上を踏まえ、気象庁では、防災上の留意事項を呼びかけるにあたり、東北地方太平洋沖地震の余震であるかどうかに関係なく、大きな地震や津波に備える防災行動をとっていただきたいと考えています。